

電子提供措置の開始日 2025年11月19日

臨時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面非記載事項

萩原電気ホールディングス株式会社の
2025年3月期に係る計算書類等の内容

佐鳥電機株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

<全般的状況>

当社グループは、経営ビジョンに「先進エレクトロニクスで人と社会とテクノロジーをつなぐエンジニアリングソリューションパートナー」を掲げ、2025年3月期から2027年3月期の3か年を対象とする中期経営計画「Make New Value 2026」を推進しております。

中期経営計画の下、得意領域であるモビリティやモノづくり領域に加え、ロジスティクス・ロボティクスなどの隣接業界や、デジタル活用によるエネルギーやスマートシティなどのメガトレンド領域における課題に対し、社内外でのビジネスイノベーション活動を通じて最適なソリューションを創造・提供し、持続可能な社会への貢献と企業価値向上を目指しております。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、主要ユーザーである自動車関連企業において完成車の生産調整や、中国市況の停滞などに伴う産業機器関連企業の在庫調整の動きがみられたほか、急激な為替変動など、不透明な状況が続きました。

このような環境下において、当社グループは、中期経営計画に基づく構造変革と事業基盤の確立に向けて、半導体・電子部品及び受託ビジネスの顧客拡大による事業機会発掘の取り組みや、新規事業の確立及び強化を目的としたM&Aの実行、また人的投資及びシステム投資などの成長投資を活発化させました。

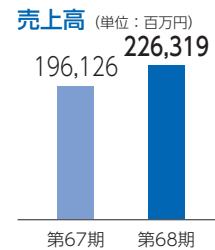
この結果、当連結会計年度の売上高は2,587億42百万円（前期比14.9%増）となり、営業利益は71億12百万円（前期比7.8%減）、経常利益は62億10百万円（前期比14.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億99百万円（前期比16.3%減）の増収減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

<セグメントの状況>

(デバイス事業)

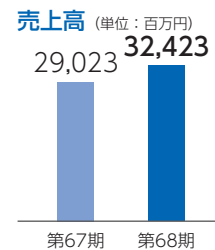
デバイス事業では、電子制御が進む自動車向けシステム L S I などの半導体や電子部品の販売及び技術支援、組込システムの P o C (概念実証) 開発支援や組込ソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。



当連結会計年度におきましては、車両生産調整の影響を受け半導体や電子部品の需要が伸び悩んだものの、新たな商流の獲得や円安による増収効果などにより、デバイス事業の売上高は、2,263億19百万円（前期比15.4%増）となりました。一方で、前期に発生したスポット利益の反動減や、人的投資などの成長投資や商流移管に伴う移管補償金の増加などにより、営業利益は56億88百万円（前期比0.3%増）となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業では、業務コンサルティングや I o T ソリューション提供及び I T プラットフォーム構築提案、I T 機器や計測機器及び組込機器の販売に加え、F A システムや特殊計測システムの設計・製造・販売及び産業用コンピュータの開発・製造・販売を行っております。



当連結会計年度におきましては、産業機器関連企業を主要顧客に持つ組込ソリューション領域において顧客の在庫調整の動きに影響を受けつつも、製造設備増強などの需要を取り込んだ F A エンジニアリング領域の売上増加が牽引し、ソリューション事業の売上高は、324億23百万円（前期比11.7%増）となりました。一方で、新しい領域の製造ライン構築で一時的なコスト増となる案件の受注があったことや、人的投資や自社製品の次世代機開発などの成長投資により、営業利益は14億23百万円（前期比30.2%減）となりました。

(2) **設備投資の状況**

特記すべき事項はありません。

(3) **資金調達の状況**

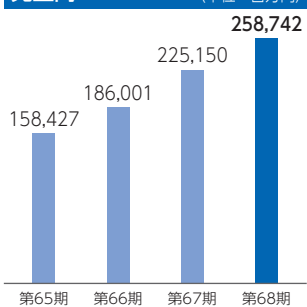
当社グループは、事業規模拡大に伴う資金需要に対する機動的かつ安定的な資金調達を行うことや、長期借入金等の返済を用途とし、長期借入金112億円等による資金調達を実行いたしました。

また、当連結会計年度末における300億円のコミットメントライン契約（コミットメントライン期間2024年10月1日～2027年9月30日）の借入実行残高はありません。

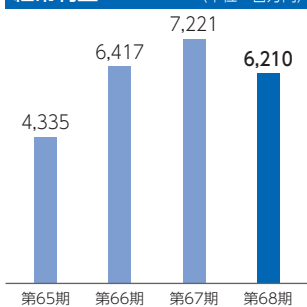
(4) 財産及び損益の状況

区 分	第65期	第66期	第67期	第68期
	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高(百万円)	158,427	186,001	225,150	258,742
経常利益(百万円)	4,335	6,417	7,221	6,210
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,876	4,912	4,421	3,699
1株当たり当期純利益(円)	325.07	554.71	458.80	371.30
総資産(百万円)	82,482	106,577	119,706	130,161
純資産(百万円)	39,369	43,531	50,361	52,978
1株当たり純資産(円)	4,208.13	4,672.91	4,839.87	5,099.30

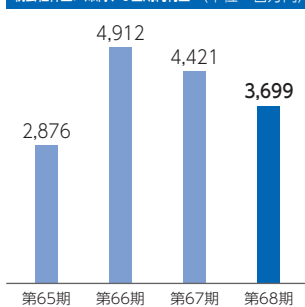
売上高 (単位: 百万円)



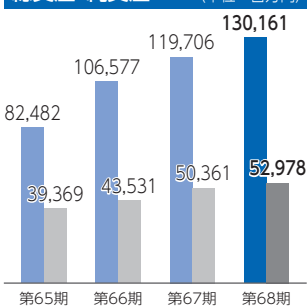
経常利益 (単位: 百万円)



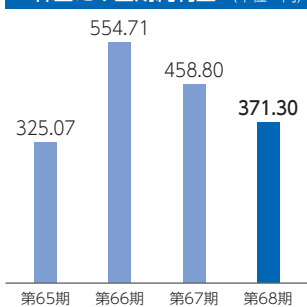
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



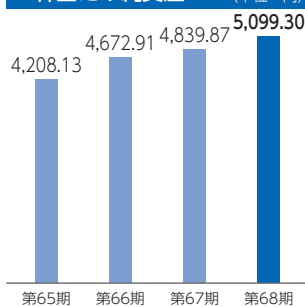
総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産 (単位: 円)



(5) 対処すべき課題と経営方針

当社グループは、創業当初から「創造と挑戦」を経営理念に掲げ、エレクトロニクス分野に軸足を置き、自動車産業を中心とした製造業のお客様に対し最適なソリューションを提供してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く環境は、世界規模での業界の垣根を越えた新たなビジネスモデル創出の動きやIoT・AI（人工知能）の活用といった新しい技術の台頭など、環境変化が激しい状況となっております。

また、主要顧客を中心に次世代のモビリティ社会の実現に向けたエレクトロニクス化、デジタル経営に向けた情報化投資や設備投資ニーズは引き続き伸長していくものと想定され、これまで以上に付加価値やスピード感を伴った対応が求められるとともに、カーボンニュートラルや自然との共生など社会課題にも視点を当てながら経営していくことが必要な環境となっております。

このような環境下において、当社は経営ビジョンとして「先進エレクトロニクスで人と社会とテクノロジーをつなぐエンジニアリングソリューションパートナー」を掲げ、第68期から第70期までの3か年を対象とする当社グループ中期経営計画「Make New Value 2026」を推進しております。

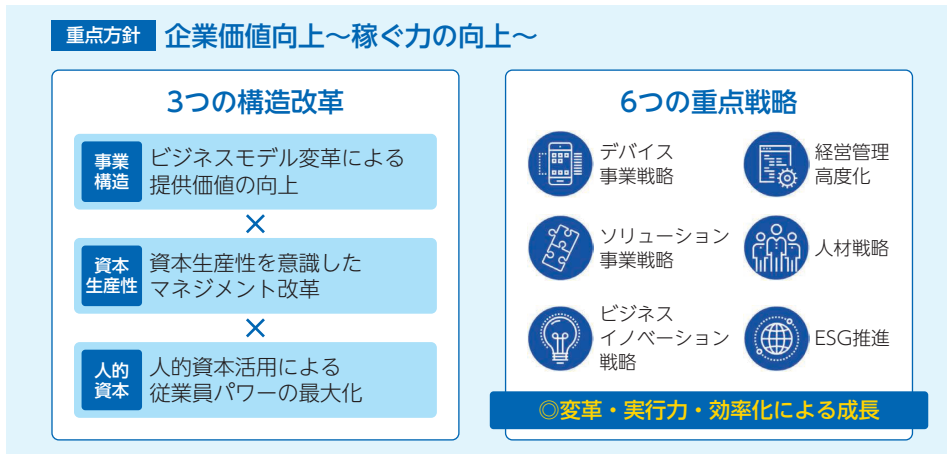
今まで培ってきたモビリティ領域の理解や知見など当社グループらしさを活かしながら、ビジネス戦略とテクノロジー戦略を融合し、パートナー様との連携も強化することで、社会やお客様の課題解決に貢献する最適ソリューションを提供してまいります。

そして従来得意領域であるモビリティ領域の枠を超えた価値づくりに貢献し、収益性と資本生産性の向上を通じてステークホルダーとの適切な関係を築き、稼ぐ力と社会課題の解決を両立させることを目指しております。

<経営方針>

中期経営計画「Make New Value 2026」では、重点方針を「稼ぐ力」の向上による企業価値向上と定めております。そして、計画期間を次なる成長ステージへの飛躍に向けた構造変革と事業基盤の確立を実行する期間と位置づけ、3つの構造改革を6つの重点戦略で推し進めることで、最終年度である第70期に売上高3,000億円、営業利益110億円へと事業成長させるとともに、ROEは11%以上を達成することを目指しております。

Make New Value 2026



(3つの構造改革)

当社グループが持続的に成長し続けるために、「稼ぐ力」の向上を実現する3つの構造改革に取り組みます。

(i) ビジネスモデル変革による提供価値の向上

社会や顧客課題への解決策を提案し、提供価値を高めることで「稼ぐ力」を強化いたします。

既存のビジネスモデルである卸型ビジネス、システムインテグレーション、メーカービジネスなどについては、グループ全体でソリューション志向のもと、付加価値となる付帯開発やサービス事業を拡大してまいります。

また、データを価値化することで収益性が期待できるプラットフォーム事業などの新たなビジネスモデル作りに取り組むことで市場での存在感を示してまいります。

(ii) 資本生産性を意識したマネジメント改革

ビジネスモデル変革と併せて資本生産性を意識したマネジメントスタイルの変革に着手いたします。

当社グループの株主資本コストを踏まえた投下資本に対する利益に着目した社内マネジメントの仕組みを構築するほか、事業ポートフォリオへの戦略的アプローチを可能にする仕組みの構築と運用を行うことで、タイムリーな資本生産性を意識したマネジメントの実現を目指しております。

(iii) 人的資本活用による従業員パワーの最大化

ソリューション志向によるビジネスモデル変革の推進を担う「創造と挑戦する人材」の育成と人材育成の基盤強化を加速させてまいります。

従業員のパフォーマンスを最大化し、経営目標と達成に向けた従業員の活動をシンクロさせるため、専門性を活かす処遇や異動による経験値の獲得や会社目標と従業員目標がスケーラブルに連動した目標管理の仕組みを導入・強化することで、次の成長ステージに向けた全従業員の経営参加意識を醸成し、全従業員で企業価値向上に取り組む企業運営を目指してまいります。

(6つの重点戦略)

当社グループが培ってきたモビリティ領域への理解や知見などの当社グループらしさを活かしながら、ビジネス戦略とテクノロジー戦略を融合し、社内外の連携を強化することで、社会や顧客の課題を解決する最適なソリューション提供を目指してまいります。

(i) デバイス事業戦略

主力である半導体・電子部品の卸型ビジネスの規模を拡大する取り組みによって、これまで蓄積してきた車載・電装領域の知見の幅を広げ、活用し、モビリティ領域のソフト化に対応するエンジニアリング事業や、メーカーとしての事業など、付加価値の期待できる事業を社内外のパートナーとともに開拓することで、「稼ぐ力」の向上を目指しております。

(ii) ソリューション事業戦略

当社グループの強みであるITソリューション、組込ソリューション、FAエンジニアリングの3事業の事業規模拡大について、地域拡大、ソリューション拡大、パートナーとのアライアンスなどにより実現してまいります。

また、これまで製造業を中心に取り組んできたソリューション事業を通じて得た知見、デバイス事業と共に培った車載・電装領域への知見を最大限活かして、データ収集やデータの価値化など、データを活用したライフサイクルマネジメントなどのトータルソリューションの志向をもって、製造業向けにとどまらないデータプラットフォーム事業を拡大いたします。

これらの4事業の融合により、ものづくりを基点に幅広い産業で通用するサービスと技術を育成し、新たな市場への挑戦と「稼ぐ力」の向上を目指しております。

(iii) ビジネスイノベーション戦略

当社グループ内での共創に加え、他社とのコラボレーションや技術協業によるイノベーションにより、新しい「稼ぐ力」の立上げを加速してまいります。

(iv) 経営管理高度化戦略

ITやDXの推進によりオペレーションの効率化や経営資源の最適化を図り、資本生産性を意識したマネジメントスタイルへの転換に向けた取り組みを加速させてまいります。

(v) 人材戦略

当社グループらしい「ヒト」の強みを活かした人的資本経営で、全従業員の持てる力を最大化させてまいります。

(vi) ESG推進

社外からの要請に応えながら、気候変動や人的資本などの取り組みを向上させてまいります。

情報開示を通じて幅広いステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを充実させることで、環境価値・社会価値・経済価値を高め、サステナビリティの進化を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

① デバイス事業

集積回路・半導体・一般電子部品の販売及びソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。

② ソリューション事業

電子機器の販売及びFA機器等の製造販売、ITプラットフォーム及びIoTシステムの構築並びにその他各種製造装置の開発・製造・販売を行っております。

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
萩原電気ホールディングス株式会社	本社 (愛知県名古屋市)

②子会社

名 称	所 在 地
萩原エレクトロニクス株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 関西事業所 (大阪府大阪市) 三好物流センター (愛知県みよし市)
萩原テクノソリューションズ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 東京支店 (東京都港区) 関西支店 (大阪府大阪市) 日進事業所 (愛知県日進市) 九州駐在 (福岡県福岡市)
萩原エンジニアリング株式会社	本社 (埼玉県入間市)
萩原北都テクノ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 札幌オフィス (北海道札幌市)
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	シンガポール共和国
Hagiwara America, Inc.	アメリカ合衆国
萩原電気韓国株式会社	大韓民国
萩原貿易(上海)有限公司	中華人民共和国
Hagiwara Electric Europe GmbH	ドイツ連邦共和国
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
Hagiwara Electronics India Private Limited	インド共和国
萩原電子設備(上海)有限公司	中華人民共和国
萩原電気香港有限公司	中華人民共和国
BELLADATI PTE. LTD.	シンガポール共和国

- (注) 1. 当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024年8月19日付で豊田物流センター (愛知県豊田市) 及び名古屋物流センター (愛知県名古屋市) を閉鎖いたしました。
2. 当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024年7月16日付でBELLADATI PTE. LTD.の株式を取得し、子会社化いたしました。

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
デバイス事業	409 (39) 名	52名増 (5名増)
ソリューション事業	284 (61) 名	14名増 (4名増)
全社 (共通)	115 (17) 名	6名増 (2名増)
合 計	808 (117) 名	72名増 (11名増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから他社への出向者5名を除き、他社から当社グループへの出向者10名を含んでおります。
2. 臨時雇用者数は、期末人員を () 外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,897
株式会社三井住友銀行	11,148
株式会社りそな銀行	3,000
株式会社横浜銀行	2,200
株式会社京都銀行	2,000
株式会社広島銀行	1,425
株式会社あいち銀行	1,375
株式会社名古屋銀行	1,080
株式会社伊予銀行	1,000
三井住友信託銀行株式会社	800

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、社債 (私募債) の未償還額100億円を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
萩原エレクトロニクス株式会社	百万円 1,310	100.0 %	デバイス事業
萩原テクノソリューションズ株式会社	百万円 310	100.0 %	ソリューション事業
萩原エンジニアリング株式会社	百万円 484	100.0 %	ソリューション事業
萩原北都テクノ株式会社	百万円 45	66.6 %	デバイス事業
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	千SGD 500	100.0 %	デバイス事業
Hagiwara America, Inc.	千USD 2,500	100.0 %	デバイス事業
萩原電気韓国株式会社	千KRW 2,613,585	100.0 %	デバイス事業
萩原貿易(上海)有限公司	千USD 10,300	100.0 %	デバイス事業
Hagiwara Electric Europe GmbH	千EUR 500	100.0 %	デバイス事業
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	千THB 31,500	100.0 %	デバイス事業
Hagiwara Electronics India Private Limited	千INR 10,000	100.0 %	デバイス事業
萩原電子設備(上海)有限公司	百万円 100	100.0 %	ソリューション事業
萩原電気香港有限公司	千USD 300	100.0 %	デバイス事業
BELLADATI PTE. LTD.	千SGD 130	100.0 %	ソリューション事業

(注) 議決権比率は間接保有を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社は、2024年7月16日付でBELLADATI PTE. LTD.の株式を取得し、子会社化いたしました。

2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,118,000株 (自己株式153,044株を含む)
(3) 株主数 7,214名
(4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,417,900	14.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	733,500	7.36
有限会社スタニイ	503,250	5.05
萩原 智昭	341,482	3.43
株式会社三菱UFJ銀行	232,500	2.33
名古屋中小企業投資育成株式会社	230,000	2.31
公益財団法人萩原学術振興財団	230,000	2.31
三井住友信託銀行株式会社	178,000	1.79
萩原 祥子	162,575	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	140,900	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を153,044株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2,461株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	木 村 守 孝	経営戦略本部総括 内部監査部総括
常 務 取 締 役	萩 原 智 昭	総務人事本部総括
常 務 取 締 役	平 川 佳 弘	経理本部総括 IT戦略本部総括
取 締 役	岡 本 伸 一	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 取締役
取 締 役	林 恭 子	学校法人グロービス経営大学院 教授 株式会社グロービス ファカルティ本部 シニア・ファカルティ・ディレクター 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役 コア商事ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員・常勤)	井 上 典 昭	
取締役 (監査等委員)	早 川 尚 志	弁護士 公認会計士 名古屋家庭裁判所 家事調停委員 名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員
取締役 (監査等委員)	榎 本 幸 子	大豊工業株式会社 社外監査役 榎本商事株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役岡本伸一及び林恭子、取締役 (監査等委員) 早川尚志及び榎本幸子の4名は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 早川尚志は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 榎本幸子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡本伸一及び林恭子、取締役 (監査等委員) 早川尚志及び榎本幸子を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会は情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上典昭を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 宮本敬三及び辻中修は任期満了につき退任いたしました。
- ②2024年6月27日開催の第67期定時株主総会において、井上典昭及び榎本幸子が新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。

7. 当社では経営環境の変化に的確に対応し業務遂行の迅速化と効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は佐藤達人及び長谷川政行の2名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は全額当社負担としております。当該保険契約により、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等は填補対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該方針は、指名・報酬諮問委員会の関与を明確にする旨の方針の一部見直しを含めて、2021年2月26日、同年5月31日及び2022年5月30日開催の取締役会において決議されております。

なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、当該方針が妥当であるとの答申を受けております。

また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ることを手続として定めております。取締役会は、当該手続により指名・報酬諮問委員会から諮問事項が妥当である旨の答申を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを担保しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬の決定に際しては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（金

銭報酬)、業績連動報酬(賞与)及び譲渡制限付株式報酬により、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬はその職責に鑑み基本報酬(金銭報酬)のみにより構成する。なお、役員退職慰労金は支給しない(ただし、2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の支給を除く)。

- ii. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

基本報酬(金銭報酬)は、月額固定報酬とし、取締役基礎報酬、役位別報酬、代表取締役報酬の積算により個人別の報酬額を決定する。

- iii. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬(賞与)に係る指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額とし毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受ける。

- iv. 報酬等の割合に関する方針

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の種類別の報酬割合については、同様の報酬体系とする企業をベンチマークとする割合を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。v. の委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目途に取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の個人別の報酬等の内容を決定する。

- v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の構成、各報酬の算定基準については、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得て取締役会で決定する。

個人別の具体的な報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬(金銭報酬)の月額並びに各取締役の個人評価を踏まえた業績連動報酬(賞与)の配分及び支給時期並びに2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。なお、譲渡制限付株式報酬は指

名・報酬諮問委員会の答申を得た基準に従って、取締役会で取締役の個人別割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	130 (17)	94 (17)	26 (-)	9 (-)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	36 (17)	36 (17)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	166 (34)	130 (34)	26 (-)	9 (-)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 2名を含んでおります。
2. 上表のほか、2013年6月27日開催の第56期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して4百万円支給しております。この結果、当該決議に基づく役員退職慰労金の支給は全て完了しました。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額を算定しております。当該指標を選択した理由は、通常の経済活動で毎期に経常的・反復的に生じる経常利益をベースとしていることから、業績連動の指標として適切であると判断しているためです。当事業年度に係る経常利益の実績は、6,210百万円です。
4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受けることとしております。
また、当事業年度における交付は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額500百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は7名です。
また、上記報酬枠の範囲内で、2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、年額100百万円以内、株式数の上限を年9万株 (監査等委員及び社外

取締役は付与対象外)と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の員数は6名です。

6. 取締役(監査等委員)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長木村守孝に対し取締役(監査等委員を除く)の基本報酬(金銭報酬)の月額並びに各取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の個人評価を踏まえた業績連動報酬(賞与)の配分及び支給時期並びに2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個人評価等を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った 職務の概要
取 締 役	岡 本 伸 一	当事業年度に開催された取締役会17回全て、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、エンジニアとしての経験及びR&Dコンサルタントとしての専門的見地から積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。
取 締 役	林 恭 子	当事業年度に開催された取締役会17回全て、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、ダイバーシティ、働き方改革、DX推進、危機管理・防災などの豊富な経験に基づき積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った 職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	早 川 尚 志	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査等委員会14回のうち13回、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、主に弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。弁護士としての専門知識及び経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	榎 本 幸 子	<p>2024年6月27日就任以降、当事業年度にて開催された取締役会13回全て、監査等委員会10回全て、また、指名・報酬諮問委員会3回全てに出席いたしました。取締役会では、主に公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。公認会計士としての専門知識及び経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Singapore Hagiwara Pte. Ltd.、Hagiwara America, Inc.、萩原電気韓国株式会社、萩原貿易（上海）有限公司、Hagiwara Electric Europe GmbH、Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.、Hagiwara Electronics India Private Limited.、萩原電子設備（上海）有限公司、萩原電気香港有限公司及びBELLADATI PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は妥当と判断し、同意しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「萩原電気グループ企業行動憲章」及び「萩原電気グループ企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、代表取締役社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。
- ・サステナビリティ委員会は、リスク管理委員会・内部統制委員会・サステナビリティ推進委員会を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、当社グループの内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ・コンプライアンス体制の強化を目的として、企業倫理ホットラインを設置する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。
- ・リスク管理委員会はその方針に沿って、主管部署を指示しリスク管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。
- ・当社グループの情報セキュリティのシステム確立とその推進を図るための委員会組織として情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ運用基準書をはじめとする関連規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を進める。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。
- ・これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- ・業務執行部門から独立した代表取締役社長執行役員直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ・内部統制委員会のもと、関連部署が主管となり当社グループのガバナンス強化・取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的とする内部統制規

程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

- ・ 子会社、関連会社を管理する諸規程及び海外事業会社管理規程を定め、事業規模に応じ当社と同様のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの構築を推進し、前記取り組みが企業集団として機能するように必要・適切な管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。
- ・ 当社で毎月開催される経営会議において、子会社の予実状況、収支状況、重要な事業計画の進捗等のレビューを実施し、必要に応じて協議を行い職務執行の効率性を確保する。

(6) 監査等委員会監査の実効性確保体制

- ・ 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を指名することができる。また、その場合の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けないものとする。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて会社の業務及び財産の状況の調査を行うことができるものとする。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- ・ 監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。
- ・ また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとるとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が、6.の業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社の内部統制強化を目的として、内部統制委員会を設置するとともに、全社員を対象とした内部統制教育・コンプライアンス教育等の集合教育や、定期的なコンプライアンス情報の発信のほか、eラーニングにより著作権や契約締結など実務に関わる法務知識習得の教育を実施しております。また、教育資料は社内イントラネット等を通じて、海外事業会社でも閲覧できるようになっており、グループ内での内部統制強化を図っております。取締役及び執行役員を対象として、年1回、コンプライアンスに関する集合教育も実施しております。

また、2年に1回、全社員を対象に、企業行動憲章・企業行動規範についての意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透や改善に向けた取り組みを実施しています。

技術開発業務においては、定期的に特許侵害リスク調査を行っております。

(2) リスク管理体制の強化

当社は、当社グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となることを目的にリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程及び事業継続計画（BCP）を策定しリスク管理体制を整備しております。

事業継続計画（BCP）の一環として、毎年全社員を対象とする安否確認テストや避難訓練、必要に応じて災害対策本部要員向けの机上訓練や参集テストなどを実施しております。また、リスク管理委員会において、重要リスクを選定し、リスク低減への取り組みを開始しております。

また、情報セキュリティ対応として、標的型攻撃メールなどのサイバー対策訓練、在宅勤務制度導入に伴うセキュリティ対応の強化を実施しております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、毎月1回経営会議を開催し、実質的な企業経営のための検討・答申を行っており、取締役会での議論の実効性を高めております。これらの活動を通して業務執行の適正性や効率性の向上が図られていると考えております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社は業務の適正と効率性の確保を目的として、必要な諸規程の制定を行うほか、企業集団における業務の適正の確保を目的として、グループ共通の諸規程や海外事業会社管理規程及び海外事業会社管理基準書を制定し、

グループとして業務の適正の確保に努めております。海外事業会社の業容等に応じて、決裁の基準や手続きの見直しを実施するとともに、内部統制システムの構築を推進しております。また、内部通報制度も導入しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

当社の監査等委員は、毎月1回監査等委員会を開催し情報交換を行うとともに、常勤監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席や、稟議書等の定期的な閲覧などを通じて必要な情報を収集し、監査の実効性の向上を図っております。コンプライアンスや内部統制の整備状況などについては、内部監査部門と監査内容の共有を行うとともに、必要に応じて内部統制委員会との会合を実施し、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を実施し、監査に必要な情報交換を実施しております。なお、当社は監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は置いておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、株主の皆さまに対する配当は、連結配当性向30%~40%を目途とし連結純資産配当率も勘案したうえで、安定配当をベースに業績に応じた利益配当を行うこととしております。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

また、内部留保資金につきましては、業界における急速な技術革新に対応するため、意欲的に新製品・新技術の知識修得に努めるほか、会社競争力の維持・強化や企業体質の一層の強化に充当し、将来の業績向上を通じて利益還元を行ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、取締役会の決議によって行うことができます。

今期の配当につきましては、上記の方針及び今般の当社業績を踏まえ、期末配当を95円とし、中間配当と合わせた年間配当は185円となります。

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	118,323	流動負債	47,795
現金及び預金	13,534	支払手形及び買掛金	20,116
受取手形	114	電子記録債務	3,446
売掛金	37,873	短期借入金	8,681
契約資産	1,949	1年内返済予定の長期借入金	6,052
電子記録債権	7,608	リース債務	111
商品及び製品	48,362	未払法人税等	1,097
仕掛品	1,318	契約負債	2,240
原材料及び貯蔵品	1,472	製品保証引当金	11
その他	6,102	役員賞与引当金	89
貸倒引当金	△13	受注損失引当金	9
固定資産	11,837	その他	5,941
有形固定資産	4,649	固定負債	29,387
建物及び構築物	1,158	社債	10,000
機械装置及び運搬具	17	長期借入金	18,665
土地	2,870	リース債務	129
リース資産	225	繰延税金負債	409
建設仮勘定	79	資産除去債務	163
その他	297	その他	19
無形固定資産	3,669	負債合計	77,183
のれん	2,643	純資産の部	
その他	1,026	株主資本	48,514
投資その他の資産	3,519	資本金	6,099
投資有価証券	1,284	資本剰余金	6,621
長期貸付金	31	利益剰余金	36,074
退職給付に係る資産	613	自己株式	△280
繰延税金資産	702	その他の包括利益累計額	2,299
その他	917	その他有価証券評価差額金	475
貸倒引当金	△29	繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	130,161	為替換算調整勘定	1,725
		退職給付に係る調整累計額	99
		非支配株主持分	2,164
		純資産合計	52,978
		負債純資産合計	130,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	258,742
売上原価	237,375
売上総利益	21,367
販売費及び一般管理費	14,255
営業利益	7,112
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	27
受取保険金	10
受取補償金	52
その他	102
	198
営業外費用	
支払利息	380
社債利息	42
有価証券償還損	5
為替差損	631
売上債権売却損	24
支払手数料	11
その他	5
	1,100
経常利益	6,210
特別利益	
固定資産売却益	125
投資有価証券売却益	23
	149
特別損失	
減損損失	105
固定資産処分損	20
投資有価証券評価損	310
	436
税金等調整前当期純利益	5,922
法人税、住民税及び事業税	2,236
法人税等調整額	△68
当期純利益	3,754
非支配株主に帰属する当期純利益	54
親会社株主に帰属する当期純利益	3,699

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,099	6,616	34,168	△284	46,598
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,793		△1,793
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,699		3,699
自己株式の処分		5		4	9
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	5	1,906	4	1,915
当 期 末 残 高	6,099	6,621	36,074	△280	48,514

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	500	－	1,117	0	1,618	2,143	50,361
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					－		△1,793
親会社株主に帰属する 当期純利益					－		3,699
自己株式の処分					－		9
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△25	△0	608	98	681	20	701
当期変動額合計	△25	△0	608	98	681	20	2,617
当 期 末 残 高	475	△0	1,725	99	2,299	2,164	52,978

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	58,909	流動負債	9,482
現金及び預金	7,528	短期借入金	2,000
未収入金	531	1年内返済予定の長期借入金	6,052
前渡金	0	リース債務	16
関係会社短期貸付金	50,729	未払金	357
前払費用	112	未払費用	219
その他	7	未払法人税等	635
固定資産	15,005	未払消費税	129
有形固定資産	2,691	預り金	35
建物	579	役員賞与引当金	26
構築物	21	その他	11
機械及び装置	2	固定負債	29,097
車両運搬具	0	社債	10,000
工具、器具及び備品	123	長期借入金	18,665
土地	1,903	リース債務	19
リース資産	32	繰延税金負債	249
建設仮勘定	28	資産除去債務	163
無形固定資産	153	負債合計	38,580
ソフトウェア	144	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	7	株主資本	34,858
その他	1	資本金	6,099
投資その他の資産	12,159	資本剰余金	6,621
投資有価証券	1,257	資本準備金	4,874
関係会社株式	9,627	その他資本剰余金	1,747
長期前払費用	245	利益剰余金	22,417
前払年金費用	468	その他利益剰余金	22,417
その他	560	別途積立金	9,000
資産合計	73,914	繰越利益剰余金	13,417
		自己株式	△280
		評価・換算差額等	475
		その他有価証券評価差額金	475
		純資産合計	35,333
		負債純資産合計	73,914

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	6,987
営業費用	3,616
営業利益	3,371
営業外収益	
受取利息	266
有価証券利息	0
受取配当金	27
その他	26
営業外費用	
支払利息	110
支払手数料	42
その他	11
経常利益	172
特別利益	3,520
投資有価証券売却益	23
特別損失	
固定資産処分損	6
税引前当期純利益	3,537
法人税、住民税及び事業税	646
法人税等調整額	22
当期純利益	2,867

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 別途積立金	利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	6,099	4,874	1,742	6,616	9,000	12,343	21,343
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				－		△1,793	△1,793
当期純利益				－		2,867	2,867
自己株式の処分			5	5			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－			－
当期変動額合計	－	－	5	5	－	1,074	1,074
当 期 末 残 高	6,099	4,874	1,747	6,621	9,000	13,417	22,417

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△284	33,774	500	500	34,274
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△1,793		－	△1,793
当期純利益		2,867		－	2,867
自己株式の処分	4	9		－	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	△25	△25	△25
当期変動額合計	4	1,084	△25	△25	1,058
当 期 末 残 高	△280	34,858	475	475	35,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大北	尚史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、萩原電気ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大北	尚史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、各事業子会社については、事業子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 上 典 昭 ㊟

監査等委員 早 川 尚 志 ㊟

監査等委員 榎 本 幸 子 ㊟

(注) 監査等委員早川 尚志及び榎本 幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主各位

第68期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2024年4月1日から2025年3月31日)

萩原電気ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、交付書面請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数及び連結子会社の名称
 - 連結子会社の数……………16社
 - 連結子会社の名称……………萩原エレクトロニクス株式会社
萩原テクノソリューションズ株式会社
萩原エンジニアリング株式会社
萩原北都テクノ株式会社
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.
Hagiwara America, Inc.
萩原電気韓国株式会社
萩原貿易（上海）有限公司
Hagiwara Electric Europe GmbH
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.
Hagiwara Electronics India Private Limited
萩原電子設備（上海）有限公司
萩原電気香港有限公司
BELLADATI PTE.LTD.
BellaDati合同会社
BellaDati s.r.o.
 - 連結の範囲の変更……………2024年7月26日付でBELLADATI PTE.LTD.の全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より、同社及び同社子会社であるBellaDati合同会社並びにBellaDati s.r.o.を連結の範囲に含めております。
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社のうち、Singapore Hagiwara Pte. Ltd.、Hagiwara America, Inc.、萩原貿易（上海）有限公司、萩原電子設備（上海）有限公司、萩原電気香港有限公司、BELLADATI PTE.LTD.、BellaDati合同会社及びBellaDati s.r.o.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等……………市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）
 - 以外のもの……………移動平均法による原価法
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ③ デリバティブ……………時価法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、財又はサービスを顧客に移転する前に支配している場合には本人取引として取引により得られた対価の総額を、財又はサービスが顧客に提供されるように手配している場合には取引により得られた対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額のみを、収益として認識しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客へ支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある

①商品及び製品の販売

当社グループは、デバイス事業におきまして、自動車関連企業を主な顧客として半導体や電子部品の販売等を行っており、ソリューション事業におきましては、IT機器、組込機器及び計測機器の販売から産業用ソフトウェア及びハードウェアの開発・製造・販売を行っております。

商品の販売につきましては、主に仕入れた商品を顧客に供給することを履行義務としております。国内取引につきましては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。また、国外取引につきましては、商品の検収時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

製品の販売につきましては、主に顧客への引渡の際に据付を要する製品については検収時点、また、据付を要しない製品については出荷時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

商品及び製品の販売における収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②保守等のサービス業務

主にソリューション事業におきまして、システムの保守契約、ソフトウェアライセンスのサブスクリプション契約、長期の請負契約等にもとづき、一定期間にわたって役務等を提供することを履行義務としております。これら保守等のサービス業務につきましては、履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、サー

ビス提供期間にわたり定額で、または進捗度に応じて収益を認識しております。保守等のサービス業務における収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準
親会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算の基準
在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、当社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 先物為替予約及び通貨オプション取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
親会社が定めたデリバティブ管理基準に則って外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクをヘッジしております。
投機目的によるデリバティブ取引は行っておりません。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨別、期日、金額等の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を地域別(顧客の所在地別)に分解しております。地域別の収益は報告セグメント毎に分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益の関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	デバイス事業	ソリューション事業	
地域別			
日本	159,244	32,242	191,487
アジア	28,450	172	28,623
北米	32,249	4	32,254
南米	83	—	83
欧州	6,291	3	6,294
合計	226,319	32,423	258,742

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約資産 (期首残高)	940
契約資産 (期末残高)	1,949
契約負債 (期首残高)	1,836
契約負債 (期末残高)	2,240
返品資産 (期首残高)	－
返品資産 (期末残高)	2,372
返金負債 (期首残高)	－
返金負債 (期末残高)	2,463

契約資産は、主に、長期の請負契約等において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債は、主に、保守等のサービス業務における顧客から受け取った前受金であります。

返品資産は、顧客から商品を回収する権利として認識した資産であります。

返金負債は、返品されると見込まれる商品の対価であります。

当連結会計年度において認識された収益のうち、契約負債の期首残高に含まれていた金額、また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度の契約資産及び契約負債について重要な変動はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(重要な会計上の見積り)

商品

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 47,759百万円

棚卸資産評価損 552百万円 (当該金額は売上原価に含まれております。)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により貸借対照表価額を算定しております。

棚卸資産のうち、特に重要性の高い商品に関する収益性の低下に基づく簿価の切下げの具体的方法は、次の3種類の方法の組み合わせにより、評価減を実施しております。

① 正味売却価額と帳簿価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に正味売却価額まで帳簿価額を切り下げる方法

② 商品の保有期間に基づいて、実績率等を用いた計算で一定金額まで帳簿価額を切り下げる方法

③ 仕入先の取扱製品の生産終了に伴う棚卸資産については、将来の販売可能性を見

積り、販売が見込めない部分について帳簿価額を切り下げの方法
 なお、将来の販売可能性は顧客の所要数量や顧客からの受注状況などに基づき見積っておりますが、当該見積りは不確実性を伴うため、将来の市場環境の急激な変化により、顧客の需要が見積りと乖離した場合は、翌期の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(累積配当型優先株式の買取可能性)

萩原エレクトロニクス株式会社が2019年1月30日に発行した累積配当型優先株式2,000百万円に関し、同社が債務の履行を遅滞した等、一定の事象が生じた場合又は、2026年1月29日時点で当社又は萩原エレクトロニクス株式会社が同株式を取得していない場合、当社が同株式を払込金額に加え累積未払配当金額で取得する義務が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産	
有形固定資産	3,436百万円
建物及び構築物	2,027百万円
機械装置及び運搬具	76百万円
リース資産	404百万円
その他	928百万円

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
 売上原価 647百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	10,118,000	-	-	10,118,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	155,505	-	2,461	153,044

(注) 減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 2,461株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	896	90.00	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	896	90.00	2024年9月30日	2024年12月6日
計		1,793			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	946	95.00	2025年3月 31日	2025年6月 6日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金や設備資金などを主に銀行借入により調達しております。また、一時的な剰余金は、流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部門において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理基準に従い、経理部門において主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に取引先との業務上の関係または資本提携等に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、①当社グループ内における外貨建貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、及び②外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引であり、当社グループのデリバティブ管理規程に準じて管理を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」[3.会計方針に関する事項] (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

当社グループは外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。また、予定取引

に関しては確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する為替の変動リスクに対して、先物為替予約、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。当該デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクは僅少であると判断しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達（6ヶ月以内）であり、長期借入金は、長期運転資金または設備投資に係る資金調達（原則として5年以内）であります。

また、不測の事態に備え、機動的かつ安定的な資金調達枠の確保のため、取引金融機関とのコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価(※)	差額
(1) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	300	297	△3
② その他有価証券	952	952	—
資産計	1,253	1,249	△3

(1) 社債	10,000	9,620	△379
(2) 長期借入金	24,717	24,301	△415
(3) リース債務(※3)	240	240	△0
負債計	34,958	34,162	△795

デリバティブ取引(※4)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	69	69	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	—
デリバティブ取引計	68	68	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

非上場株式	31	非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。
-------	----	---

- (※3) 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。
 (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	950	—	—	950
資産計	950	—	—	950
デリバティブ取引 通貨関連	—	68	—	68
負債計	—	68	—	68

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	－	1	－	1
満期保有目的の債券				
社債	－	297	－	297
資産計	－	298	－	298
社債	－	9,620	－	9,620
長期借入金	－	24,301	－	24,301
リース債務	－	240	－	240
負債計	－	34,162	－	34,162

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債及びゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 5,099円30銭
- 2 株当たり当期純利益 371円30銭

(その他の注記)

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である萩原テクノソリューションズ株式会社がBELLADATI PTE.LTD.の発行済株式の100%を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	BELLADATI PTE.LTD.
事業の内容	BellaDati IoT Advanced Analytics Framework製品 開発並びに提供

(2)企業結合を行った主な理由

顧客ベースやブランド力などのリソースを共有し、既存事業の強みを活かした融合ビジネスを確立することで、新たな市場への参入や既存市場での競争力を高めることが可能となり、当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

(3)企業結合日

2024年7月16日 (株式取得日)
2024年9月30日 (みなし取得日)

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)取得した議決権比率

100%

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2024年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,000百万円
取得原価		3,000百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 73百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

2,578百万円

(2)発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったことによります。

(3)償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	109百万円
固定資産	0百万円
資産合計	109百万円
流動負債	51百万円
負債合計	51百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	437百万円	9年

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
市場価格のない株式等……………市場価格等に基づく時価法
以外のもの……………（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ
時価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法によっております。
(リース資産を除く)……………ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物
附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取
得した建物附属設備及び構築物については、定額
法によっております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物……………31～50年
 - (2) 無形固定資産……………定額法によっております。
(リース資産を除く)……………耐用年数については、法人税法に規定する方法と
同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）につい
ては、社内における利用可能期間（主として5年）
に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとす
る定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権
については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特
定の債権については個別債権の回収可能性を勘案
し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、
支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上
しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の事業年度で一括処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料、不動産利用料及び受取配当金となります。業務受託料においては、子会社との契約内容に応じて受託した業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産利用料においては、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、契約期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(追加情報)

(累積配当型優先株式の買取可能性)

萩原エレクトロニクス株式会社が2019年1月30日に発行した累積配当型優先株式2,000百万円に関し、同社が債務の履行を遅滞した等、一定の事象が生じた場合又は、2026年1月29日時点で当社又は萩原エレクトロニクス株式会社が同株式を取得していない場合、当社が同株式を払込金額に加え累積未払配当金額で取得する義務が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産	
有形固定資産	1,539百万円
建物	1,085百万円
構築物	55百万円
機械及び装置	4百万円
車両運搬具	1百万円
工具、器具及び備品	185百万円
リース資産	207百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、銀行取引に対し下記の債務保証を行っております。

萩原エレクトロニクス株式会社	3,331百万円
萩原テクノソリューションズ株式会社	1,766百万円
その他	5,145百万円
合計	10,243百万円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

未収入金	530百万円
関係会社短期貸付金	50,729百万円
未払金	126百万円

(損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益 5,141百万円

関係会社との取引高

営業収益	6,987百万円
その他の営業取引高	11百万円
営業取引以外の取引高	281百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	155,505	-	2,461	153,044

(注) 減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 2,461株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	45百万円
未払事業税	34百万円
投資有価証券評価損	9百万円
減損損失	41百万円
その他	96百万円
繰延税金資産小計	227百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△98百万円
評価性引当額小計	△98百万円
繰延税金資産合計	129百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△205百万円
その他	△172百万円
繰延税金負債合計	△378百万円
繰延税金負債の純額	△249百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.3
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1
所得拡大税制による税額控除	△1.1
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.9

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	萩原エレクトロニクス株式会社	所有 直接100%	経営管理 資金貸借関係 債務の保証	管理業務受託料収入(※1)	1,849	未収入金	145
				不動産等賃貸料収入(※2)	266	未収入金	24
				配当金の受取(※3)	732	—	—
				経営サポート料収入(※4)	2,403	未収入金	220
				貸付金利息の受取(※5)	233	—	—
				資金の貸付(※6)	7,631	関係会社短期貸付金	43,696
				債務保証(※7)	3,331	—	—
子会社	萩原テクノソリューションズ株式会社	所有 直接100%	経営管理 資金貸借関係 債務の保証	管理業務受託料収入(※1)	461	未収入金	52
				不動産等賃貸料収入(※2)	247	未収入金	20
				配当金の受取(※3)	579	—	—
				経営サポート料収入(※4)	386	未収入金	35
				貸付金利息の受取(※5)	31	—	—
				資金の貸付(※6)	2,900	関係会社短期貸付金	6,729
				債務保証(※7)	1,766	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法

- (※1) 管理業務受託料収入は、「業務委託契約」及び「業務委託費に関する覚書」に基づき決定しております。
- (※2) 不動産等賃貸収入は、取引実勢及び近隣の不動産賃借料を勘案して合理的に決定しております。
- (※3) 受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。
- (※4) 経営サポート料収入は、「経営サポート契約書」に基づき決定しております。
- (※5) 貸付金利息は、市場金利を勘案して、合理的に決定しております。
- (※6) 資金の貸付は、取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。
- (※7) 子会社の銀行取引に対して債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項) 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,545円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 287円81銭 |